

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八百津町長 金子 政則

市町村名 (市町村コード)	八百津町 (21505)	
地域名 (地域内農業集落名)	伊岐津志地域 (中野、石畑、中組、塩口)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、町南部に位置する平坦地域であり、昭和40年から60年代の土地改良事業により、圃場整備が行われ、圃場の区画は比較的大きい地域である。
 以前は、水稲が盛んであったが、都市部に近いため、ここ数年は農地から宅地等への転用が増えてきた。加えて、地域内の農業者の約65%が70歳以上で、高齢化が進み、後継者不足による担い手不足の懸念は否めない。
 また、法人経営体の撤退や、長年当地域で農地を集約してきた農家が耕作面積を減らす意向により、今後の耕作不在の農地が集中している地域となっている。
 そのような中でも、新規に就農した認定新規就農者が、有機農業等の新たな取り組みを実施しており、今後の当地域の集積率向上を期待したい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

後継者不足などによる担い手不足が課題であるため、新たな担い手が必要となってくる。新規就農者、兼業農家、自給的農家など多様な経営体の参入を期待したい。多面的機能支払制度により耕作放棄地対策を行っているが、組織が高齢化しているため、若者の参画が必要となってくる。今後、耕作者が不在の農地には、新たな担い手として町内外から多様な経営体の参入、農産物の特産品化が期待される。

水稲を主要品目としつつ、転作可能な作物の栽培を行ってきた地域であり、引き続き、飼料用作物、サツマイモ、露地野菜、施設園芸などにより圃場をフル活用していく。
 有機農業等、環境負荷軽減の取り組みを推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内にある農用地等で、農業上の利用が行われる区域。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の担い手の耕作意欲の維持・向上のため、JAや県・町が一体となり、生産能力の向上、販路拡大、各種補助事業の活用等のサポートを実施する。また新たな担い手の確保のため、県・JA等の就農相談窓口との情報交換を積極的に実施する。就農希望者が現れた際には、農業委員会や集落の代表者が中心となり、地域の実情に応じた相談を行い、よりスムーズに就農できる態勢を整える。
(2)農地中間管理機構の活用方針
これまでは、地主と担い手の相対による貸借が主であったが、今後は農地中間管理事業による貸借に切り替え、国の機構集積協力金や町の補助金を活用し、担い手の支援・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
特になし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
JA、可茂農林事務所、農業委員会と連携しながら、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取組を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

多面的機能支払制度等を利用しながら、耕作されない農地を保全・管理していき、公的捕獲や獣害防護柵の設置による鳥獣被害対策を行い、地域内での耕作意欲低下を防ぐ。
新たに有機農業を始めた新規就農者には、今後の担い手として期待する。